

自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の検討基準(案)

資料 2-2

本検討会では、アンケート調査において、当該植物が「許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物」であるとの結果が得られたものについて、自家増殖を制限しても①種苗の安定供給が確保されるか、②農業経営を圧迫するような種苗購入費等の増大等が起こらないか等について検討の上、育成者権の効力を及ぼす植物の対象を取りまとめる。

○ 栄養繁殖をする植物

(栄養繁殖と種子繁殖の両方が行われている植物を含む。)



許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物



自家増殖を制限しても

- ① 種苗の安定供給が確保されるか
 - ② 農業経営を圧迫するような種苗購入費等の増大が起こらないか等
- を検討



自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物

注：この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ